

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月15日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 しきだ博昭
 同 松本清

1 措置の対象となった監査の結果

令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分（既報告の11か所を除く。）42か所に係る68事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部財務課	令和5年8月1日（令和5年6月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 令和4年度の手話に関する教材「手話を楽しく学ぼう！」のリーフレットの印刷代（契約額236,082円）について、契約準備期間中は見積合せ結果の通知の送付までしか認められていないにもかかわらず、令和3年度に契約を締結していた。</p> <p>2 令和4年度英語資格検定試験活用促進支援事業の業務委託契約（単価契約、概算総価23,650,000円）について、県立高等学校等が締結する同委託契約に係る受注者の選定を随意契約（公募型プロポーザル方式）により行っており、また予定価格が100万円を超える契約であったにもかかわらず、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 手話に関する教材「手話を楽しく学ぼう！」のリーフレットの印刷代については、契約準備行為についての認識が不足しており、進行管理を徹底していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 令和4年度英語資格検定試験活用促進支援事業の業務委託契約及び令和4年度県立高等学校等授業料収納データ作成等業務委託契約については、随意契約における結果公表の手続についての認識が不足しており、また、所属のチェック体制を徹底していなかったことによるもの</p>

		<p>契約結果の公表を行っていなかった。また、令和4年度県立高等学校等授業料収納データ作成等業務委託（単価契約、支払額2,881,543円）について、予定価格が100万円を超える随意契約であったため、同通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が1年以上遅れていた。</p> <p>3 奨学金償還管理システム管理運用等業務委託契約（契約額2,309,868円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>	<p>である。英語資格検定試験活用促進支援事業の業務委託契約については、令和5年5月10日に契約結果を公表した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 奨学金償還管理システム管理運用等業務委託契約については、入札の不調による随意契約に係る関係規定の認識が不足しており、また、複数の職員による確認を行わなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
行政部 教育施設課	令和5年8月1日（令和5年6月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、労働安全衛生法に定められた産業医謝礼金の支払に当たり、契約に定められた期限までに支払っていないものが1件、60,000円あった。</p>	<p>不適切事項については、担当者に任せきりで、所属として進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員により業務とスケジュールの共有を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
指導部 保健体育課	令和5年8月1日（令和5年6月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、デザイン作成の一部も含めて発注したポスターの作成代1件、299,640円の執行に当たり、「（節）委託料」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、第104回全国高等学校野球選手権神奈川県大会優勝盃の購入代1件、35,200円について、契約で定められた期限までに支払</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行科目に係る認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による執行科目の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 支出事務については、担当者が支払が完了していると誤認し</p>

		を行っていなかった。	<p>ていたことに加え、所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経理担当者が支出執行状況表を定期的に確認するとともに、支出未済額が残っている案件を課全体で把握し、複数の職員により進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	------------	---

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立総合教育センター	令和5年7月4日（令和5年4月6日及び同月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 令和4年度神奈川県立総合教育センター文書整理等業務委託契約（契約額8,088,575円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>2 旧亀井野庁舎浄化槽ブローアベルトの交換調整ほか1件、79,200円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 文書整理等業務委託契約の契約結果を公表していなかったことについては、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知等の理解が不十分であったことによるものであり、令和5年4月18日に契約結果を公表した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、組織として契約事務の理解を深めるとともに、執行書類に根拠となる通知等を添付して決裁過程で複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 旧亀井野庁舎浄化槽ブローアベルトの交換調整ほか1件の履行確認に関する記録が作成されていなかったことについては、経理事務担当者の記録の作成に対する認識不足及び所属としての確認体制も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計研修等を通じて履行確認に関する記録の作成を徹底するとともに、執行書類に記録を添付して複数の職員による確認を行うことにより再発防止</p>

			に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立鶴見高等学校	令和5年6月5日（令和5年4月17日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、検針器具（耳鏡）賃貸借契約（契約額13,475円）に係る支払について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、支払事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立商工高等学校	令和5年6月15日（令和5年4月18日職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、共架電線1本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和4年8月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額44,644円のうち23,667円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 2 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,674円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 歳計外現金事務については、所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立希望ヶ丘高等学校	令和5年7月4日（令和5年4月14日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、A棟4階教室照明器具更新工事2件（契約額計880,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が880,000円過小であった。	不適切事項については、担当職員の神奈川県県有財産規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年4月19日に財産管理システムに台帳補正登録を行った。 今後は、このようなことがないように、所属として同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、管理職を含めて複数の職員により確認を行う

			ことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立 横浜氷取沢 高等学校	令和5年5月 26日（令和5 年4月12日職 員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部 活動インストラクター謝礼に係 る所得税及び復興特別所得税1 件、5,542円について、法定納 期限内に納付を行っていません た。	不適切事項については、所得税 及び復興特別所得税の納付事務の 進行管理が不十分であったことに よるものである。 今後は、このようなことがない よう、進行管理表により各職員の 業務の進捗状況を共有し、複数の 教員による確認体制を強化するこ とにより再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。
神奈川県立 田奈高等学 校	令和5年5月 19日（令和5 年4月12日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和4年 11月分の電気料金544,957円に ついて、支払期限までに支払を 行っていなかった。その結果、 延滞利息1件、124円を支払っ ていた。	不適切事項については、前渡金 口座への振込及び納付期限に関す る情報を所属で共有しなかったこ とによるものである。 今後は、このようなことがない よう、グループウェアのスケジュ ールの活用方法を精査し、事務室 内の情報共有を図ることにより再 発防止に取り組み、適正な事務執 行に努める。
神奈川県立 荏田高等学 校	令和5年5月 8日（令和5 年1月12日職 員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、次のと おり誤りがあった。 (1) 令和3年度授業料2件、 178,200円について、就学 支援金から授業料に充当す べきところ、誤って保護者 等から徴収しており、誤徴 収した日から3月を超えて 還付していた。 (2) 令和3年度授業料8件、 396,000円について、保護 者等から徴収すべきところ、 誤って、就学支援金から充 当したり、他の保護者等 から誤徴収した分を本来 徴収すべき保護者等から 徴収したものと誤認したり しており、当該授業料を請 求すべき時期から3月を超 えて請求手続を行っていた ものが7件、336,600円、神	不適切事項については、次のと おり措置した。 1 収入事務については、次のと おりである。 (1) 授業料の誤徴収に係る還 付が3月を超えていたこと については、担当者の確認不 足及び複数職員による確認 作業が不十分であったこと によるものである。 今後は、このようなことが ないよう、複数職員が就学 支援金対象者や授業料徴収 者を個々にチェックする体 制を構築することにより再 発防止に取り組み、適正な 事務執行に努める。 (2) 授業料の請求の遅れ 及び督促状の未発行につ いては、担当者の確認不 足及び複数職員による確 認作業が不十分であ

		<p>奈川県財務規則の規定に反し督促状を発行していなかったものが1件、59,400円あった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 空調設備保守管理業務委託契約ほか1件（契約額計3,597,000円、契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで及び令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の締結に当たり、契約日がそれぞれ令和4年4月28日及び令和3年4月27日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p> <p>(2) 機械警備業務委託契約（契約総額1,485,000円、契約期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）について、体育館耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 電柱の設置などのための教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う行政財産の使用許可の変更について、令和3年4月1日までに変更許可すべきところ、これを行わないまま使用料を変更し、徴収していたものが5件あった。</p> <p>(2) 立木4本の管理に当たり、神奈川県県有財産規則の運用について第38条関係</p>	<p>ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、前項と同様、複数職員が就学支援金対象者や授業料徴収者を個々にチェックする体制の構築により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 契約開始日が4月1日である契約の遡及条項記載漏れについては、担当者の会計局長通知の理解及び確認不足に加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として契約事務に対する理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員が4月2日付以降の年間契約等に遡及条項の記載を必ず確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 警備対象範囲変更に伴う契約変更漏れについては、担当者の理解不足に加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約変更該当する可能性のある事象について事前に確認を十分に行い、併せて複数の職員が契約変更の必要性を確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 使用許可の変更許可漏れについては、担当者の理解が不</p>
--	--	--	---

		<p>第3項に規定する処分調書を作成しないまま伐採をしていた。</p>	<p>足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年3月31日に変更許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として教育財産の使用許可に対する理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員が条例改正の際に変更許可を必ず確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 立木に係る処分調書未作成については、担当者の理解が不足していたことに加え、所属全体の認識が欠如していたものであり、令和5年1月17日に立木伐採に係る処分調書を作成した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として財産処分に対する理解を共有するとともに、複数の職員が財産処分に必要となる手続を確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立新栄高等学校</p>	<p>令和5年5月26日（令和5年1月18日職員調査）</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、令和4年度予算で執行する建築物環境衛生管理業務委託契約（契約額385,000円）及び私費整備空調設備に係る県費負担に関する年度協定（協定額2,831,356円）について、会計局長通知に反し、令和3年度（令和4年3月31日）に契約及び協定を締結していた。</p> <p>2 物品管理事務において、令和元年度から令和2年度にかけて教育局総務室から管理換えを受けた高等学校用パソコン82点及び充電カート8点について、いずれも取得年度に</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、年度始めの事務に関する認識が不足していたことに加え、複数職員による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解向上を図るとともに、確認項目を記載したチェック表により複数の職員による確認体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 物品管理事務については、神奈川県財務規則に定める借用物</p>

		借用物品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める借用物品の管理に係る手続を行っておらず、これらの手続が会計年度を超えて遅延していた。	品の管理に係る手続に関する認識が不足していたことに加え、複数の職員で確認しあう体制がなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、借用物品の管理に係る手続の進行管理表により複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜桜陽高等学校	令和5年5月31日（令和5年4月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、職員室冷専エアコン交換工事代ほか2件（支払額計1,755,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項については、所属として関連法規に対する認識不足及びチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、チェックリストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立松陽高等学校	令和5年4月13日（令和5年3月14日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、令和4年6月10日、同年8月10日及び令和5年1月27日に購入し、各購入日に業務の用に供した切手772枚、計67,028円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。	不適切事項については、担当者及び事務室内での確認体制が不十分であったことによるものであり、令和5年4月14日に印紙類出納簿に記載した。 今後は、このようなことがないよう、事務処理当日の、前渡金受領、切手の購入、精算報告、印紙類出納簿への記載を職員全員で確認をすることにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立川崎北高等学校	令和5年6月12日（令和5年4月25日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、物品運搬等業務委託契約（契約額5,940,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有すると

			<p>もに、決裁の過程において、手続きの根拠資料を添付して複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立 向の岡工業 高等学校	令和5年6月 12日（令和5 年4月25日職 員調査）	<p>（不適切事項） 予算の執行において、第49回関東地区工業高等学校研究協議会東京大会参加費及び資料代1件、8,000円の執行に当たり、資料代（4,000円）については「（節）需用費」とすべきところ、参加費と併せて全額を「（節）負担金、補助及び交付金」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、担当職員が大会参加費及び資料代の請求書の内訳を見落としていたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年4月26日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立 生田高等学 校	令和5年6月 5日（令和5 年4月25日職 員調査）	<p>（不適切事項） 予算の執行において、設置工事を含む給湯器交換工事代1件、123,200円の執行に当たり、給湯器の購入に要する経費（105,600円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「（節）需用費」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい知識を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立 菅高等学校	令和5年9月 8日（令和5 年5月16日職 員調査）	<p>（不適切事項） 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、4名の生徒から貸与希望があったことに対し、予備が3枚必要だとして7枚を調達したところ、当該3枚については全く利用されないままであった。これにより、利</p>	<p>不適切事項については、家庭の通信環境が整わない生徒のためSIMカードの使用予定分を上回る予備分を調達することはやむを得ないと認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、SIMカードについて予備分は調達しないこととし、新たな貸与希望があった場合につき発注することにより再発防止に取り組</p>

		用実績がない通信SIMカードについて、令和4年4月分から同年6月分までの使用料29,718円を支払っていた。	み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立橋本高等学校	令和5年8月21日（令和4年12月22日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、前年度より継続して調達していた15枚のうち、10枚を令和4年5月まで、残りの5枚を同年7月までそれぞれ契約していたが、いずれも全く利用されていなかった。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、令和4年4月分から同年7月分までの使用料192,801円を支払っていた。	不適切事項については、担当者がSIMカードの利用状況を十分に確認していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、教育長通知等に対する正しい理解の向上を図り、SIMカードの利用状況を十分確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原高等学校	令和5年8月7日（令和5年4月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、環境整備業務委託契約（契約額25,409,554円）について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、受託者を決定していた。	不適切事項については、担当者の財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立上鶴間高等学校	令和5年4月10日及び同年9月19日（令和5年3月7日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、物品運搬等業務委託ほか3件（契約総額7,520,450円）の支払に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、検査調書による報告を行っていなかった。 2 契約事務において、PC教室機器移設工事（契約額2,035,000円）について、契約で定められた工事に係る完	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、履行確認に対する認識及び所属の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の再確認を行い、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止

		<p>了届を収受する前に完成検査を行っていた。</p> <p>3 財産管理事務において、令和4年度に設置した空調機45台（価格計16,983,153円）のうち、北棟校舎に設置した22台（価格計8,271,967円）について、令和5年1月から同年10月まで実施する耐震工事により同校舎が仮設校舎に移転することになるにもかかわらず、令和4年12月に設置工事を施工したため、設置後、北棟校舎にそのまま残され、使用されない状況となっていた。</p> <p>4 事務事業の執行において、学校休業日及び休日における学校施設管理員4名の配置について、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度以降は、施設開放が中止され、部活動も一部活動を自粛していたため、業務が著しく減少していたにもかかわらず、学校休業日等においても文書収受や電話対応などが必要であるとして、勤務割振りを見直すことなく、従前と同様に配置していた。</p>	<p>に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、契約書類に係る所属の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書類に定められた必要書類を適正に収受しているかどうかを、複数の職員で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 財産管理事務については、教育環境の早期改善を優先したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、校舎の利用状況に応じた適切な発注となるように工事等の実施期間や完工する時期等を踏まえることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 事務事業の執行については、コロナ禍における学校の業務減少に基づいた勤務割振の見直しを行っていなかったものである。 今後は、このようなことがないよう、本課の指示・指導を踏まえながら、休業日における割振を検討して、よりの確な配置を行うことにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。</p>
神奈川県立横須賀高等学校	令和5年7月28日（令和5年4月26日職員調査）	<p>（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 横須賀高等学校食堂運営業務委託契約（契約総額1,865,160円（総価契約）、令和4年度支払額137,760円（単価契約））について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約結果を公表していなかったことについては、担当者の会計局総務課長通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年4月27日に契約結果を公表した。</p>

		<p>であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>2 トレーニング室窓ガラス破損修理代ほか2件（支払額計114,500円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、所属として同通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 履行確認に関する記録の作成を行っていなかったことについては、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として同規則等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立海洋科学高等学校	令和5年7月7日（令和5年4月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、湘南丸無線設備定期検査受検業務委託契約（契約額2,410,800円）について、予定価格を248,600円超過した額により契約を締結していた。また、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>	<p>不適切事項については、予定価格を超過した額で契約を締結していたことについては担当者の財務規則等の理解不足に加え、事務室内における事務長を含めた複数の職員によるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>また、契約結果を公表していなかったことについては、担当者の関係規定に対する理解が不足していたことに加え、事務室内における事務長を含めた複数の職員によるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、契約結果については、令和5年5月12日に公表した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の正しい理解を共有し、事務長を含めた複数の職員によるチェックを強化することにより再発防止に取り組み、適正な</p>

			事務執行に努める。
神奈川県立 追浜高等学校	令和5年7月 11日（令和5 年4月26日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、食堂運営 業務委託契約（契約総額 1,714,664円、契約期間：令和 4年8月1日から令和7年3月 31日まで）の締結に当たり、会 計局長通知による契約書作成日 の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和4 年8月26日から遡及して、同月 1日から契約の効力が生じるこ ととしていた。	不適切事項については、所属と して契約書作成時の確認作業を十 分に行わなかったことによるもの である。 今後は、このようなことがない よう、契約書を作成する際の財務 規則等の確認を徹底し、その内容 を複数の職員で十分に精査するこ とにより再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。
神奈川県立 横須賀南高 等学校	令和5年9月 5日（令和5 年4月17日職 員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、冷蔵 庫1台の収集運搬・リサイクル 代6,380円の支払に当たり、公費により支出すべきと ころ、私費会計から支出して いた。 2 収入事務において、令和2 年度の授業料1件、29,700 円について、就学支援金の認 定により発生した過納金の還 付手続を失念していたため、 還付が1年を超えて遅れてい た。 3 契約事務において、新型コ ロナウイルス感染症の感染防 止のためのオンライン授業の 開始に伴い、家庭の通信環境 が整わない生徒に対して貸与 する通信SIMカードについ て、非常時用の予備として調 達した3枚については令和4 年7月まで契約を継続してい たが、全く利用されていなか った。これにより、利用実績 がない通信SIMカードにつ いて、令和4年4月分から同 年7月分までの使用料 77,880円を支払っていた。 4 物品管理事務において、冷 蔵庫1台（価格160,440円） について、不用決定を行わな いまま処分していた。	不適切事項については、次のと おり措置した。 1 予算の執行については、物 品・支出担当者に対して当該冷 蔵庫が物品に該当するとの情報 が伝わっておらず、職員間の情 報共有が不十分であったことに よるものである。 今後は、このようなことがな いよう、職員間の情報共有を徹 底することにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努め る。 2 収入事務については、担当職 員の手続の失念及び所属として の進行管理が不十分であったこ とによるものである。 今後は、このようなことがな いよう、所属として生徒の支援 金認定状況等を的確に把握し、 授業料調定・収入状況について も、複数の職員による確認の徹 底を図ることにより再発防止に 取り組み、適正な事務執行に努 める。 3 契約事務については、非常時 にすぐに対応できることが最優 先であると考えており、契約内 容や使用状況についての情報共 有がされていなかったことによ るものである。 今後は、このようなことがな

		<p>5 事務事業の執行において、令和3年財務監査（定期監査）及び行政監査の結果における財産管理事務に係る不適切事項1件について、令和4年9月15日、同月27日及び同年10月25日に措置を講じた後、速やかに措置の内容を教育局行政部財務課に対して報告すべきところ、著しく遅延した令和5年4月に報告していた。これにより、教育長から監査委員への措置内容の通知が著しく遅延していた。</p>	<p>いよう、調達方法を見直すとともに、職員間の情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 物品管理事務については、物品・支出担当者に対して当該冷蔵庫が備品に該当するとの情報が伝わっておらず、職員間の情報共有が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員間の情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>5 事務事業の執行については、担当職員の提出の失念及び所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、監査結果の措置状況報告について、関係規定の理解の向上を図るとともに、定期的な事務室内会議の開催等を通じて進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立平塚農商高等学校	令和5年7月24日（令和5年5月9日職員調査）	<p>（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、5,580円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、令和3年度の電柱等の使用料について、担当者が調定処理を失念していたこと及び所属としても進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、年度当初の収入事務に当たり、業務進行表を作成し、所属で進行を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立大船高等学校	令和5年6月2日（令和5年4月28日職員調査）	<p>（不適切事項） 収入事務において、令和3年度に前渡金受領職員口座で発生した預金利子1件、2円の収入に当たり、神奈川県財務規則運</p>	<p>不適切事項については、預金利子の付利確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがない</p>

		用通知に定められた手続により行っていなかった。	よう、誤りの内容を所内で共有するとともに、預金通帳の記帳日を定め預金利子付利確認を確実にを行うことにより、適正な事務執行に努める。
神奈川県立湘南高等学校	令和5年6月20日（令和5年4月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、エレベータ設備修繕工事ほか1件（契約額計4,118,400円）の支払に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、検査調書を作成していなかった。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立藤沢総合高等学校	令和5年7月13日（令和5年4月28日職員調査）	（不適切事項） 1 庶務事務において、修学旅行等生徒引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿の支給区分を誤って記載していたため、10件、40,000円が支給不足であった。 2 支出事務において、通訳謝金1件、3,300円について、支出負担行為としての整理及び支払が、履行確認後3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 庶務事務については、担当教員の教員特殊業務手当支給要件に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程によるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年7月14日に追給した。 今後は、このようなことがないように、所属として教員特殊業務手当の支給要件に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程でのチェック等確認を確実にするために、担当者及び承認者による支給区分適用の判断について、手引き・通知等を十分参照の上、相互のダブルチェックを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、支払時期を確認する体制をより一層強化することにより再発防

			止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校	令和5年8月7日（令和5年4月28日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、仮設校舎に設置した自動販売機設置場所貸付契約に係る貸付料1件、11,249円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）教育費雑入とすべきところ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）教育使用料（節）教育総務費使用料で収入していた。	不適切事項については、担当者が財産等に関する収入科目に関する規定を十分に理解していなかったことに加え、複数の職員で確認する体制がなかったことによるものであり、令和5年5月19日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、決裁文書に収入科目の根拠となる資料を添付し、決裁過程で複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大和高等学校	令和5年6月9日（令和5年5月9日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和4年5月分の部活動インストラクター謝礼1件、205,700円について、部活動インストラクター取扱要綱に定められた支払期限までに支払を行っていなかった。 2 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、6,292円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおりである。 1 支出事務については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務室職員共用の月間予定表への書き込みを徹底し、支払漏れがないかを複数の職員が定期的に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 歳計外現金事務については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所得税納付等を事務室職員共用の予定表に記載し、全室員で情報共有、確認をすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和5年9月13日（令和5年5月9日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可の変更許可に係る使用料1件、3,320円について、調定を行っていなかった。	不適切事項については、担当者が収入調定処理を失念したことに加え、所属においても確認体制が不十分であったことによるものであり、令和5年8月21日に調定し、同年9月11日に収入した。

			<p>今後は、このようなことがないよう、変更許可手続に係る必要事項を複数の職員で共有することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立二宮高等学校	令和5年5月26日（令和5年4月17日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,673円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表による複数職員での確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立山北高等学校	令和5年5月10日（令和5年1月18日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、空調機賃貸借契約（契約額15,840円）について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月20日に締結していた。</p> <p>2 財産管理事務において、電柱の設置のための教育財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う行政財産の使用許可の変更について、令和4年4月1日までに変更許可すべきところ、令和5年1月12日に許可を行っているものが2件あった。また、これらについて、改正前の使用料を徴収した結果、使用料1件、510円を過大に徴収しており、1件、1,040円が徴収不足であった。</p> <p>3 物品管理事務において、賃貸借等により調達した職員室空調機3式（契約総額1,306,800円）及び電子複写機2台（単価契約）について、借用物品台帳への記録や</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、担当者の会計局長通知に対する理解が不足していたことに加え、所属の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として同通知に対する正しい理解を共有するとともに、契約に係る進行管理表により複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、担当者の教育施設課長通知に対する理解が不足していたことに加え、所属の確認体制が不十分であったことによるものであり、過大徴収分は、令和5年2月2日に還付を行い、徴収不足分は、同月20日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として同通知に対する正しい理解を共有するとともに、財産管理事務を二人体制にするなど、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

		<p>借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p> <p>4 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼及び部活動安全対策指導員謝金に係る所得税及び復興特別所得税2件、7,082円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>3 物品管理事務については、担当者の神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続に対する理解が不足していたことに加え、所属の確認体制が不十分であったことによるものであり、令和5年4月28日に手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として物品の管理に係る手続に対する正しい理解を共有するとともに、物品管理事務を二人体制にするなど、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 歳計外現金事務については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立吉田島高等学校	令和5年8月8日（令和5年4月28日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 財産管理事務において、共架電線10本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額186,653円のうち61,193円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p> <p>2 事務事業の執行において、令和3年財務監査（定期監査）及び行政監査の結果における財産管理事務に係る不適切事項1件について、令和4年5月18日に措置を講じた</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、管理する財産の現地確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、校内の定期的な巡回を行うなど管理する財産の現地確認の体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 事務事業の執行については、監査実施後の措置状況の報告について認識が不足していたこと及び所属の進行管理も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがな</p>

		後、速やかに措置の内容を教育局行政部財務課に対して報告すべきところ、著しく遅延した令和5年2月に報告していた。これにより、教育長から監査委員への措置内容の通知が著しく遅延していた。	いよう、進行管理表を共有し速やかな進行管理に努め、措置状況の報告について、複数の職員による確認体制を強化することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立平塚中等教育学校	令和5年5月31日（令和5年5月9日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、学校運営協議会に係る委員謝礼4件、8,000円の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、管理職と事務職員との情報共有及び所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支払が発生する行事等を開催する場合は必ず事務室へ連絡するよう周知徹底するとともに、グループウェアのスケジュール表により管理職及び事務職員が確実に情報共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立平塚ろう学校	令和5年5月31日（令和5年3月27日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、電柱設置のための借用地の賃貸借1件（電柱1本）について、準用する行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定による貸付料の変更契約を締結していなかった。その結果、貸付料、100円を過小に徴収していた。	不適切事項については、担当者の財産管理事務及び関係規定への理解が不足していたことによるものであり、変更契約を令和5年5月18日に締結し、徴収不足分については、同年6月20日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定のファイルを作成し、研修に参加するなど財産管理事務及び関係規定への理解を深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜南支援学校	令和5年5月16日（令和5年3月27日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和4年4月分の電話料（入院児童生徒等教育保障体制整備用通信費）8,311円について、支払期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。

<p>神奈川県立 金沢支援学 校</p>	<p>令和5年8月 10日（令和5 年4月14日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得したユニジャンプ及びフロアスクリーン（価格計182,600円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、物品担当者が事務処理を失念したこと及び複数職員による確認体制も不十分であったことによるものであり、令和5年4月25日に当該物品について会計管理システムの物品サブシステムに登録した。 今後は、このようなことがないよう、備品購入時における必要な手続について、担当者及び事務長による確認体制を強化し、履行確認後速やかに手続を行うことを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立 三ツ境支援 学校</p>	<p>令和5年7月 6日（令和5 年4月14日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、暖房用ボイラーの燃料を貯蔵するための地下タンクの廃止に当たり、タンク内に残油がなかったため収集運搬及び処分業務が不要であったにもかかわらず、このことを失念し、廃油（灯油類）収集運搬及び処分業務委託契約（契約額45,650円）を締結していた。その後、残油の抜取作業時に残油がないことに改めて気付き、業務を中止したものの、その時点で当該契約に基づき受注者が履行していた収集運搬車両の運行等に係る費用44,000円を支払うことになった。</p>	<p>不適切事項については、業務の委託に際し、対象となる設備の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することとし、チェックリストによる確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立 岩戸支援学 校</p>	<p>令和5年6月 19日（令和5 年4月26日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 物品管理事務において、学校給食業務を委託した事業者へのスチームコンベクションオーブンほか110点（価格計44,020,913円）の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定められた部長の承認を受けないまま、貸付けを行っていた。</p>	<p>不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則や物品管理事務に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属内で本件の誤りの内容を共有するとともに、決裁過程で承認権限に関する根拠資料を添付して再確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

<p>神奈川県立 湘南支援学 校</p>	<p>令和5年7月 4日（令和5 年5月9日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約（契約額11,123,530円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、織工室扉仕様変更工事（契約額1,386,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が1,386,000円過小であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、所属としての確認体制が不十分であったことによるものであり、契約結果の公表を令和5年5月に行った。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、引継書及びマニュアルに基づく引継ぎを徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、本件修繕が資本的支出に該当するかについて、所管部署に確認せずに判断したことによるものであり、令和5年5月23日に財産台帳を補正した。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、マニュアル及び所管部署への確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立 伊勢原支援 学校</p>	<p>令和5年6月 15日（令和5 年5月11日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、電柱の設置のための教育財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う教育財産の使用許可の区分及び使用料の変更について、令和4年4月1日までに変更許可すべきところ、令和5年3月9日に許可を行っているものが1件あった。</p>	<p>不適切事項については、事務担当者を含め所属での制度改正等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことのないよう、所属全体で改正された事項等の確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>